

岩手県商工観光審議会  
令和元年12月16日  
商工労働観光部商工企画室

## 地域未来投資促進法に基づく取組の進捗について

### 1 概況

- 企業立地促進法の成果の検証に基づき、観光・航空機部品など、**地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組等を支援するため、地域未来投資促進法が平成29年7月31日施行されました。**
- 県では、法の施行を受け、国の基本方針に沿って、国が例示した**6分野全てを支援対象とする形で基本計画を策定し、平成29年9月29日付けで国の同意を得ているところ**です。（別添1）
- 関係部局、市町村、産業支援機関等と連携し、企業等の**地域経済牽引事業計画の策定や事業化等を支援しているところ**です。

### 2 経済的効果の目標に対する進捗状況

促進区域内（岩手県全域）で約69億円の付加価値を創出する目標に対し、承認済の事業計画での2022年度末の見込みは、約54億7,200万円(79.3%)となっています。（別添2）

※地域経済牽引事業の承認事業件数は26件（11月末時点）となっています。

### 3 今後の取組等について

- (1) 基本計画に掲げる経済的効果の目標の達成に向け、**地域経済牽引事業計画を策定する企業等の掘り起こしが必要な状況**です。
- (2) これまで、国や県のHPで制度周知を図っているほか、県、市町村、産業支援機関、金融機関等と連携し、企業等からの照会・相談対応や企業訪問等を通じて制度の周知を図っています。

#### 【令和元年度の主な取組】 令和元年度地域未来投資促進法推進会議

- 日 時：7月29日（月）
- 場 所：エスポワールいわて
- 参集者：約100名  
市町村、商工指導団体、金融機関、産業支援機関、大学等教育機関、県庁関係部局
- 内 容  
基調講演（経産局）、事例報告（県内承認企業）、県・関係機関からの情報提供

- (3) 令和2年度以降も、経産局・市町村・関係機関と連携し、**推進会議や地域説明会開催などにより、承認事業件数の増加を図っていきます。**

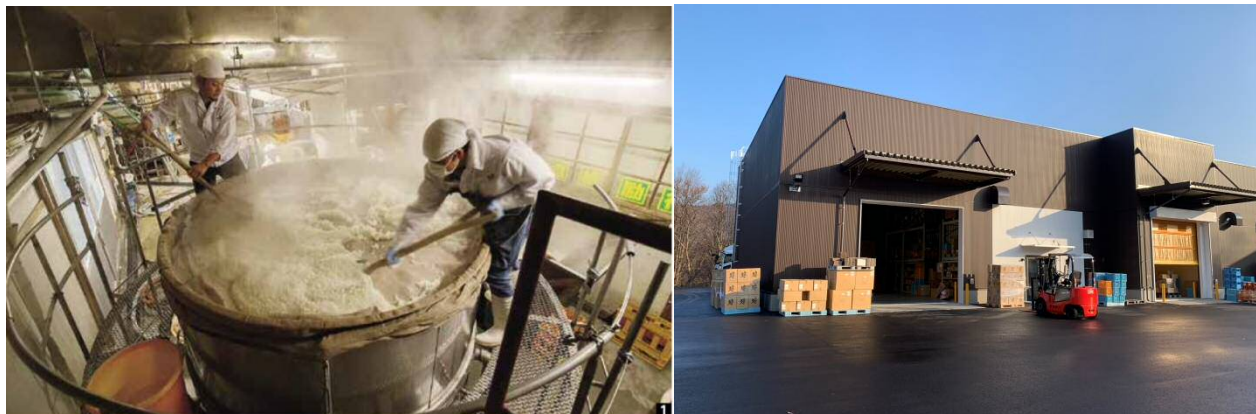
#### 4 未来法を活用した県内企業の取組【地方創生推進交付金との連携事例】

##### (1) ㈱南部美人（二戸市）「いわて型テロワールによる地方創生プロジェクト」

農林水産品・加工品等の特産物を活用した農林水産業・地域商社分野及び多様な観光資源を活用した観光分野において、日本酒増産に係る施設整備や、酒蔵ツーリズム受入体制の整備等を実施

##### 【主な取組】

- ・国内外の新たな日本酒ファンの獲得、インバウンドを含む観光客誘致
- ・浄法寺塗や地域の食といった二戸地域の魅力、歴史や文化の情報発信



##### (2) ㈱ひろの屋（洋野町）「畜養北紫ウニを基軸としたローカルブランディング創出事業」

農林水産品・加工品等の特産物を活用した農林水産業・地域商社分野において、北紫ウニの畜養によるローカルブランドを創出

##### 【主な取組】

- ・革新的なアイデア・技術によって、北三陸の「食」を国内外に情報発信
- ・生産者の自立促進と雇用の創出
- ・水産資源の有効活用

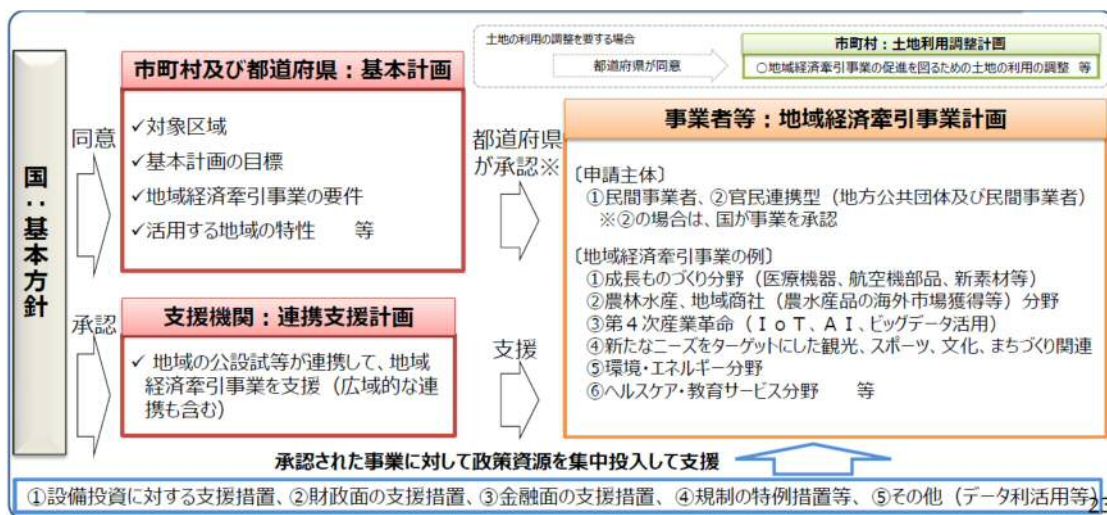


## 【参考：地域未来投資促進法について】

### 1 基本スキームの概要

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図るため、事業者等が作成する当該事業に係る計画を承認する制度を創設し、計画に係る事業を支援する等の措置を講ずるものです。

《地域未来投資促進法のスキーム》



### 2 地域経済牽引事業に対する支援措置

#### ① 予算による支援措置

##### ○地域未来投資促進事業（31年度予算案：159億円）

- 1) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助
- 2) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助
- 3) 地域における総合的なイノベーション支援の体制を整備・強化

##### ○地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業（30年度補正予算案：12億円）

・地域未来投資促進法の承認を受けた支援機関等に対して、地域で共同利用が見込まれる先端技術設備の導入や利用支援のための経費を補助

##### ○地方創生推進交付金の活用（31年度予算案：1,000億円）

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画について、内閣府と連携して重点的に支援。（交付上限数の弾力化）

#### ② 税制による支援措置

##### ○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
  - ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除（上乗せ要件を満たす場合：50%特別償却、5%税額控除）
  - ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

##### ○地方税の減免に伴う補てん措置

- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

#### ③ 金融による支援措置

##### ○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

#### ④ 情報に関する支援措置

- 候補企業の発掘等のための情報提供
- ・地域経済分析システム（RESAS）等を活用

#### ⑤ 規制の特例措置等

- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- ・重点促進区域への編入による開発に係る法的配慮
- 幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応
- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設